



# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第40回 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の問題点

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28期)

政府は、7月1日、集団的自衛権に関する閣議決定を行った。決定は、わが国を取り巻く安全保障環境の変容を理由に、「集団的自衛権行使は憲法上許されない」という、30年以上に亘って政府が維持し、守ってきた解釈を変えて、集団的自衛権行使を容認する方向へと大きく舵を切るものであり、憲法9条の恒久平和主義の根幹を揺るがす決定である。

すなわち、①「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民の権利を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること、という新3要件のもとに、集団的自衛権行使は憲法上許されるというのである。72年の政府見解で提示された3要件に「他国に対する武力攻撃が発生し」と付け加え、「急迫、不正の事態」という言葉を「明白な危険がある場合」と置き換えるだけで、従来の政府見解の論理に基づいているから許容されるというのである。しかし、そもそも72年見解は、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対し、国民の権利を守るため」であれば個別的自衛権行使は容認される、しかし、「他国防衛にあたる集団的自衛権行使は許されない」としたのである。今回の閣議決定は、この見解のごく一部の文言を修正するだけで正反対の結論を導いており、憲法解釈として到底許されない。そのうえ、閣議決定に対する想定問答集によると、上記新3要件を満たせば国連の集団安全保障措置に参加して武力行使することも許されると説明されており、

自衛隊の海外での武力行使に何らの歯止めもかけられていない。

結局、今回の閣議決定は、自衛のための必要最小限度の防衛力を持ち、専守防衛に徹する「戦争しない国」日本の防衛政策の根幹を変え、海外での武力行使に大きく途を開くものである。

重要なことは、集団的自衛権を行使して相手方を攻撃すれば、当然にわが国は戦争の当事者となって反撃を受け、これにより国民の生命、財産、自由が根底から覆されることになる点である。海岸線に54基もの原発を保有するわが国は、原発にミサイル攻撃を受けるだけで壊滅的被害を被るほか、広く国民が戦争被害を被ることは言うまでもない。また、集団的自衛権行使の容認により抑止力を高めると言われるが、抑止力の強化によっては戦争を防げず、却って緊張を招くことは先の大戦を顧みるまでもない。アジア太平洋地域の多くの人々の尊い命を犠牲にした太平洋戦争の惨禍に対する真摯な反省の上に、武力によらない平和の達成を目指してきたわが国が憲法9条を空文化して再び戦争をする国となり、多くの国民が再び戦争の惨禍に見舞われることだけは何としても避けなければならない。

今回の閣議決定は、憲法が禁じる集団的自衛権行使を憲法改正手続によらず、国会審議も国民投票も端折って一内閣の閣議決定による解釈変更で容認しようとするものであって憲法破壊そのものであり、立憲主義、法治主義、国民の主権をも蔑ろにするものであって到底許されない。今後、この閣議決定を実行に移そうと個別法改正が国会にかかる。立憲主義堅持の立場から本件閣議決定の撤回を求める運動を強めることが求められる。